



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
11月7日
号外(1)
木曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 人事委員会公告

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(行政・社会福祉・化学・農業・林業・建築・電気(電気工学)・機械・総合土木)一公告.....	1
令和6年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)公告.....	4

人事委員会公告

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(行政・社会福祉・化学・農業・林業・建築・電気(電気工学)・機械・総合土木)一公告

令和6年度滋賀県職員採用上級試験(大学卒業程度)一特別募集(行政・社会福祉・化学・農業・林業・建築・電気(電気工学)・機械・総合土木)一を次のとおり行います。この試験は、滋賀県職員として、一般事務または技術的業務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和6年11月7日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
行政	5人程度	知事部局の本庁各課または県税事務所などの地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務
社会福祉	5人程度	知事部局の本庁各課または健康福祉事務所、子ども家庭相談センター、近江学園、淡海学園などの地方機関等	児童福祉・障害福祉等に関する行政事務・相談支援、児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務
化学	3人程度	知事部局の本庁各課または環境事務所、琵琶湖環境科学研究センターなどの地方機関等	環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務
農業	2人程度	知事部局の本庁各課または農業農村振興事務所、農業技術振興センターなどの地方機関等	農業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務
林業	6人程度	知事部局の本庁各課または森林整備事務所などの地方機関等	治山・林道等の事業に関する企画・設計・施工管理、林業に関する知識・技術の普及指導等の業務および関連する行政事務
建築	2人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所などの地方機関等	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務
電気(電気工学)	1人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務

機 械	4人程度	知事部局の本庁各課または下水道事務所などの地方機関等	機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務
総 合 土 木	13人程度	知事部局の本庁各課または土木事務所、農業農村振興事務所などの地方機関等	道路・河川・港湾・都市計画・農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

採用後の配置転換等による勤務先および職務内容の変更の範囲は上記と同様ですが、行政委員会や他団体へ出向・派遣となる場合は出向・派遣先の定める場所および業務です。

2 受験資格

(1) 「行政」「化学」「農業」「林業」 次のいずれかに該当する者

ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 「社会福祉」 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格もしくは社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による社会福祉士の資格を有する者または令和7年3月31日までに有する見込みである者で、次のいずれかに該当するもの

ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(7) 大学を卒業した者または令和7年3月31日までに大学を卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(3) 「建築」「電気(電気工学)」「機械」「総合土木」 次のいずれかに該当する者

ア 昭和59年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者

イ 平成15年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

(7) 大学もしくは学校教育法に基づく高等専門学校を卒業した者または令和7年3月31日までにいずれかを卒業する見込みの者

(イ) 滋賀県人事委員会が(7)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(4) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 第1次試験

(1) 試験日 令和7年1月12日(日)

(2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)

(3) 方法 大学卒業程度の筆記試験および適性検査を、次の方法により行います(行政:100点満点、行政以外:200点満点)。

ア 職務基礎力試験(配点100点) 択一式により、論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題を行います。60問出題、全問必須解答とします。

イ 専門試験(行政以外の試験区分)

(7) 社会福祉、化学、農業、建築、電気(電気工学)および機械(配点100点) 各試験区分を通じて、択一式により、それぞれの試験区分(職種)に必要な専門的知識および能力について筆記試験を行います。30問出題、全問必須解答とします。試験区分別の出題分野は、別表のとおりです。

(イ) 林業(配点100点) 記述式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。20問出題、全問必須解答とします。出題分野は、別表のとおりです。

(ウ) 総合土木(配点100点) 択一式により、専門的知識および能力について筆記試験を行います。40問出題、

全問必須解答とします。出題分野は、別表のとおりです。

ウ 適性検査(点数化はしません。) 公務員として必要な適性について検査を行います(第1次試験合格者のみ判定を行います。)

(4) 第1次試験合格者の発表 令和7年1月20日(月)午前9時に滋賀県職員採用ポータルサイト (<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>) において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

4 第2次試験

(1) 日時および場所 令和7年1月25日(土)および26日(日)に滋賀県庁で行う予定です。詳細は、第1次試験合格者発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験生への通知は行いません。)

(2) 方法 第1次試験の合格者に対して、論文試験および口述試験を、次の方法により行います(500点満点)。

ア 論文試験(配点100点) 識見、思考力、表現力等について試験を行います。

イ 口述試験(配点400点) 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。

なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(行政:600点満点、行政以外:700点満点)。

5 最終合格者の発表 令和7年2月18日(火)午前9時に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

6 採用および給与

(1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。採用は、原則として令和7年4月1日の予定です。

(2) 給料は、月額217,579円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和6年4月1日現在のものです。

(3) 2(1)イ(ア)、2(2)イ(ア)または2(3)イ(ア)を要件として受験した者が、所定の時期までにそれぞれに定める学校を卒業できなかったときは、採用される資格を失います。

(4) 社会福祉主事の任用資格または社会福祉士の資格の取得見込みを要件として受験した者が、所定の時期までに当該任用資格または資格を取得できなかったときは、採用される資格を失います。

(5) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

7 受験手続および受付期間

(1) 受験の申込み

ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

イ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。

ウ 受験申込みは、一つの試験区分に限ります。受験申込受理後は、システム上試験区分の変更はできません。

(2) 受付期間 令和6年11月12日(火)午前9時から令和6年12月12日(木)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

8 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
----	----------	------	--------	------

第1次試験	第1次試験受験者 (行政)	第1次試験の合計得点および順位	第1次試験合格発表 の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局 (大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
	第1次試験受験者 (社会福祉、化学、農業、建築、電気 (電気工学)、機械および総合土木)	第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の正答数		
	第1次試験受験者 (林業)	第1次試験の合計得点および順位 ならびに専門試験の得点		
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表 の日から1か月間	

別表

試験区分	出題分野
社会福祉	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論
化学	数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
農業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林業	森林政策・森林経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学
建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む。)、建築設備、建築施工
電気(電気工学)	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
機械	数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
総合土木	数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画(都市計画を含む。)、材料・施工、農業水利・土地改良、農業土木構造物

※ 自然災害等の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。

令和6年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)公告

令和6年度滋賀県任期付職員採用試験(一般事務)を次のとおり行います。この試験は、滋賀県任期付職員として、一般事務に従事する者の採用試験です。

なお、詳細については、当人事委員会事務局にお問い合わせください。

令和6年11月7日

滋賀県人事委員会委員長 池田美幸

1 試験区分および採用予定人員

試験区分	採用予定人員	勤務予定先	職務内容
一般事務	7人程度	知事部局の本庁各課または地方機関、各行政委員会事務局等	一般行政事務

備考 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 平成19年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張す

る政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 任用期間

採用日(原則)	任用期間(予定)
令和7年4月1日	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(1年間)

4 第1次試験

- (1) 試験日 令和7年1月12日(日)
- (2) 場所 滋賀県庁(大津市京町四丁目1番1号)
- (3) 方法 教養試験を次の方法により行います(200点満点)。
 択一式により、公務員として必要な時事、社会・人文、自然に関する一般知識および文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、高等学校卒業程度で筆記試験を行います。
- (4) 第1次試験合格者の発表 令和7年1月17日(金)午前9時に滋賀県職員採用ポータルサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)において受験番号で発表します(受験者への通知は行いません。)

5 第2次試験

- (1) 日時および場所 令和7年1月26日(日)に滋賀県庁で行う予定です。詳細は、第1次試験合格者発表の際に、滋賀県職員採用ポータルサイトでお知らせします(受験者への通知は行いません。)
- (2) 方法 第1次試験の合格者に対して、口述試験を次の方法により行います(300点満点)。
 人物について、個別面接および集団討論による試験を行います。
 なお、最終合格者の決定は、第1次試験および第2次試験の合計得点により行います(500点満点)。

6 最終合格者の発表 令和7年2月18日(火)午前9時に滋賀県職員採用ポータルサイトにおいて受験番号で発表するほか、第2次試験の受験者全員に通知します。

7 採用および給与

- (1) 最終合格者は、滋賀県職員採用候補者名簿に記載され、任命権者からの請求に応じて提示されて、そのうちから採用者が決定されます。この名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 給料は、高校卒は月額183,717円(地域手当を含みます。)、短大卒・高専卒は月額195,434円(地域手当を含みます。)、大学卒は月額210,914円(地域手当を含みます。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。なお、この額は、令和6年4月1日現在のものです。
- (3) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。また、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には、採用されません。

8 受験手続および受付期間

- (1) 受験の申込み
 ア インターネットにより申し込んでください。滋賀県職員採用ポータルサイトから「しがネット受付」に接続し、申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。
 イ 身体に障害があり、特別の措置(車椅子の使用や拡大文字による受験等)を必要とする場合は、必ず申込みの際に滋賀県人事委員会事務局までその旨を連絡してください。なお、申込受付期間中に連絡がない場合は、特別措置の対応はできません。
- (2) 受付期間 令和6年11月12日(火)午前9時から令和6年12月12日(木)午後5時までです。ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。また、通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って申し込んでください。
- (3) 受験票の交付 申込みを受理した場合は、受験票を「しがネット受付」上にアップロードしますので、受験票をダウンロード・印刷・加工の上、最近6か月以内に撮影した写真を貼って、第1次試験当日持参してください。

9 試験結果の開示 この試験の結果については、口頭により開示を請求することができます。

電話等による請求では開示できませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(学生証、運転免許証、旅券等)を持参の上、次表の開示受付期間中の午前9時から午後5時までの間に、人事委員会事務局までお越しください。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日は、受付を行いません。

なお、各試験種目には、それぞれ合格基準があり、一つでも基準に達しない場合は、不合格となります。したがって得点が上位であっても不合格となる場合があります。

試験	開示請求できる者	開示内容	開示受付期間	開示場所
----	----------	------	--------	------

第1次試験	第1次試験受験者	第1次試験の合計得点、順位および正答数	第1次試験合格発表の日から1か月間	滋賀県人事委員会事務局(大津市京町四丁目1番1号 県庁東館6階)
第2次試験	第2次試験受験者	第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点とを合算して得た総合得点および総合得点による順位	第2次試験合格発表の日から1か月間	

10 その他 任期付職員への採用は、滋賀県職員(任期の定めのないもの)への採用と無関係であり、当該採用の際に一切優先されるものではありません。

※ 自然災害等の影響により、試験の日時、場所等を変更する可能性がありますので、滋賀県職員採用ポータルサイトで最新の情報を確認するようにしてください。